

目次

はしがき i
本書の使い方 iv

民事実務基礎

第1編 要件事実論入門 2

第2編 紛争類型別の要件事実 6

第1章 売買(1)～訴訟物、請求原因	6
第1 売買契約に基づく代金支払請求	6
第2 売買契約に基づく目的物引渡請求等	8
第3 附帯請求	10
第2章 売買(2)～各種の抗弁	14
第1 弁済の抗弁	14
第2 履行期限の抗弁	16
第3 代物弁済の抗弁	18
第4 相殺の抗弁	20
第5 同時履行の抗弁	24
第6 消滅時効の抗弁	28
第7 債務不履行解除の抗弁	32
第3章 消費貸借	40
第1 貸金返還請求①～基本型	40
第2 貸金返還請求②～利息・遅延損害金請求	44
第3 準消費貸借契約	46
第4 保証債務履行請求	50
第4章 賃貸借	58
第1 賃料請求	58
第2 建物明渡請求①～賃料不払解除	62
第3 建物明渡請求②～増改築禁止特約違反による解除	68
第4 建物明渡請求③～無断譲渡・転賃による解除	72
第5 建物明渡請求④～解約申入れ	76
第6 建物明渡請求⑤～期間満了	80
第7 建物収去土地明渡請求～民法上の期間満了	86

第8 敷金返還請求	92
第5章 請負	96
第1 報酬請求	96
第2 請負人の契約不適合責任	100
第6章 物権的請求権	104
第1 所有権に基づく不動産明渡請求①～占有正権原の抗弁	104
第2 所有権に基づく不動産明渡請求②～所有権喪失の抗弁	110
第3 所有権に基づく不動産明渡請求③～対抗要件の抗弁	118
第4 所有権に基づく動産引渡請求	124
第7章 不動産登記手続請求	132
第1 所有権移転登記抹消登記手続請求	132
第2 真正な登記名義の回復を原因とする抹消に代わる所有権移転登記手続請求	134
第3 取得時効を原因とする所有権移転登記手続請求	136
第4 抵当権設定登記抹消登記手続請求	138
第8章 譲受債権訴訟	144
第1 譲受債権請求①～対抗関係	144
第2 譲受債権請求②～譲渡制限特約	154
第9章 意思表示・代理	160
第1 虚偽表示	160
第2 詐欺・錯誤	164
第3 有権代理	170
第4 表見代理	174
第3編 民事訴訟における立証	178
第1章 書証	178
第2章 証拠の収集方法	182
第3章 事実認定入門	184
第4編 保全・執行	188
第1章 民事保全	188
第2章 民事執行	196

本書の使い方

問題ランク

Aは学習初期から必ず押さえてほしい基本的な問題を、**B**はそれ以上のレベルの問題を表します。
1周目は**A**だけを、2周目は**B**を中心に問題を解いていくと学習を効率的に進められます。

問題文

はじめに事例を掲げ、民事実務の基本・重要論点を順序立てて端的に問う内容となっています。

チェックボックス

解き終わったらチェックして日付を記入しましょう。

通し番号

單元ごとの通し番号です。「今日は何番まで」等、目標設定にお役立てください。

【左側：問題】

【右側：解答】

アガールの総合講義 1問1答 民事実務基礎・第2編

第2編 紛争類型別の要件事実

第1章 売買(1)～訴訟物、請求原因

第1 売買契約に基づく代金支払請求

【事例】
(Xの言い分)

1. 私は、平成26年4月1日に、私が所有していた甲土地を、Yに売り、その日に甲土地を引き渡しました。代金は1000万円、支払日は6月1日との約束でした。

2.ところが、Yは、支払日から3か月がすぎた現在でも、代金を支払いません。

/ 11. **A** 上記事例における請求の趣旨について説明しなさい。

/ 12. **A** 上記事例における訴訟物について説明しなさい。

/ 13. **A** 売買契約に基づく代金支払請求の要件事実について説明しなさい。

/ 14. **A** 上記事例における記載例について説明しなさい。

/ 15. **A** 売買契約に基づく代金支払請求の要件事実のうち、売買の合意が要件事実となるのはなぜかについて説明しなさい。

/ 16. **B** 売買契約に基づく代金支払請求の要件事実のうち、売主の目的物所有が要件事実とならないのはなぜかについて説明しなさい。

6 問題

第1章 売買(1)～訴訟物、請求原因

第1章 売買(1)～訴訟物、請求原因

第1 売買契約に基づく代金支払請求

1000万円

X → Y

・ X・Y H26.4.1
甲土地 1000万円
売買
・ 支払日 H26.6.1

11. 被告は、原告に対し、1000万円を支払え。

12. 売買契約に基づく代金支払請求権 1個

13. XがYとの間で売買契約を締結したこと(売買の合意)。

14. (1) 原告は、被告に対し、平成26年4月1日、別紙物件目録記載の土地(甲土地)を、代金1000万円で売った。
(2) よって、原告は、被告に対し、上記売買契約に基づき、代金1000万円の支払を求める。

15. 言頭規定(民555)によれば、売買契約は財産権を移転すること及びその対価として一定額の代金を支払うことを約して成立する。そのため、目的物及び代金額又は代金額の決定方法を特定しつつ、売買の合意が要件事実となる。

16. 売買契約は他人物売買であっても有効とされる(民561参照)ため、売主が目的物を所有していたことは要件事実とならない。

2 紛争類型別の要件事実

解答 7

関連図

事例の内容を関連図で表しています。本試験でも図に整理して考える習慣をつけましょう。

インデックス

現在学習中の部分が一目瞭然です。

解答

論文式試験で記載することになる知識を簡潔にまとめた内容になっています。

条文表記

(民555)は、民法第555条を表します。Iは第1項、①は第1号を表します。



民事実務基礎

第1編 要件事実論入門

- / / /
1. **A** 主要事実の意義について説明しなさい。
-
- / / /
2. **A** 契約に基づく請求の請求原因の捉え方における冒頭規定説について説明しなさい。
-
- / / /
3. **A** 証明責任の意義について説明しなさい。
-
- / / /
4. **A** 証明責任分配の基準における法律要件分類説について説明しなさい。
-
- / / /
5. **A** 抗弁の意義について説明しなさい。
-
- / / /
6. **A** 抗弁の種類について説明しなさい。
-
- / / /
7. **A** 規範的要件における主要事実の捉え方について説明しなさい。

1. 主要事実とは、訴訟物たる権利又は法律関係の判断に直接必要な事実をいう。
-
2. 冒頭規定（民法所定の各契約の冒頭にある規定）に該当する事実を主張して初めて権利が発生する。
 ∴ ある権利の発生は一定の契約の法律効果として認められるものである
 ∴ 実体法上の権利ごとに訴訟物を考える旧訴訟物理論と整合的
-
3. 証明責任とは、要件事実（に該当する主要事実）が存否不明の場合に、その結果として、判決においてその事実を要件とする自己に有利な法律効果の発生又は不発生が認められないこととなる当事者の一方の危険又は不利益をいう。
-
4. 基本的には、条文の体裁（本文、ただし書）が基準となるが、他の類似規定との均衡や、法の趣旨等を考慮して、修正する。
権利根拠事実＝訴訟物である権利の発生要件に当たる事実であり、請求原因として原告が主張立証する。
権利障害事実＝権利発生の障害となる事実であり、権利根拠事実が認められる場合に、被告が抗弁として主張立証する。
権利消滅事実＝権利を消滅させる事実であり、権利根拠事実が認められる場合に被告が抗弁として主張立証する。
権利阻止事実＝権利の行使を阻止する事実であり、権利根拠事実が認められる場合に被告が抗弁として主張立証する。
-
5. 抗弁とは、請求原因と両立し、請求原因によって発生する法律効果（訴訟物たる請求権）を「覆す」被告の主張をいう。
-
6. ① 権利障害の抗弁
 ② 権利消滅の抗弁
 ③ 権利阻止の抗弁
-
7. 規範的要件を基礎付ける具体的事実を間接事実とすると、主要事実の定義にそぐわない。また、弁論主義の元で相手方の防御の機会を図る必要がある。したがって、規範的要件を基礎付ける具体的事実こそが主要事実である。

/ 8. **A** 規範的要件を基礎付ける具体的事実の種類について説明
しなさい。
 /

/ 9. **A** 物権的請求権の訴訟物の個数の数え方について説明しな
さい。
 /

/ 10. **A** 債権的請求権の訴訟物の個数の数え方について説明しな
さい。
 /

8. ① 評価**根拠**事実 = 当該規範的要件の存在を**肯定**する方向に作用する具体的事実
② 評価**障害**事実 = 当該規範的要件の存在を**否定**する方向に作用する具体的事実

9. 物権的請求権の訴訟物の個数は、**物権**の個数×**侵害態様**の個数によって定まる。

10. 債権的請求権の訴訟物の個数は、**契約**の個数によって定まる。

第2編 紛争類型別の要件事実

第1章 売買(1)～訴訟物, 請求原因

第1 売買契約に基づく代金支払請求

【事例】

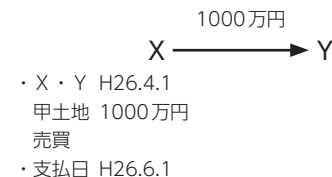
(Xの言い分)

- 私は、平成26年4月1日に、私が所有していた甲土地を、Yに売り、その日に甲土地を引き渡しました。代金は1000万円、支払日は6月1日との約束でした。
- ところが、Yは、支払日から3か月がすぎた現在でも、代金を支払いません。

- / / /
11. **A** 上記事例における請求の趣旨について説明しなさい。
- / / /
12. **A** 上記事例における訴訟物について説明しなさい。
- / / /
13. **A** 売買契約に基づく代金支払請求の要件事実について説明しなさい。
- / / /
14. **A** 上記事例における記載例について説明しなさい。
- / / /
15. **A** 売買契約に基づく代金支払請求の要件事実のうち、売買の合意が要件事実となるのはなぜかについて説明しなさい。
- / / /
16. **B** 売買契約に基づく代金支払請求の要件事実のうち、売主の目的物所有が要件事実とならないのはなぜかについて説明しなさい。

第1章 売買(1)～訴訟物, 請求原因

第1 売買契約に基づく代金支払請求



11. **被告**は、**原告**に対し、**1000万円**を支払え。
12. **売買契約**に基づく**代金支払請求権** 1個
13. **X**が**Y**との間で**売買契約**を締結したこと (**売買の合意**)。
14. (1) **原告**は、**被告**に対し、**平成26年4月1日**、別紙物件目録記載の**土地 (甲土地)**を、**代金1000万円**で**売った**。
 (2) よって、原告は、被告に対し、上記売買契約に基づき、代金1000万円の支払を求める。
15. **冒頭規定** (民555) によれば、売買契約は**財産権を移転**すること及びその**対価**として一定額の**代金を支払う**ことを約して成立する。そのため、**目的物**及び**代金額**又は**代金額**の決定方法を特定しつつ、**売買の合意**が要件事実となる。
16. 売買契約は**他人物売買**であっても**有効**とされる (民561参照) ため、売主が目的物を所有していたことは要件事実とならない。

/ / / 17. **A** 売買契約に基づく代金支払請求の要件事実のうち、履行期限が要件事実とならないのはなぜかについて説明しなさい。

/ / / 18. **B** 売買契約に基づく代金支払請求の要件事実のうち、目的物の引渡しが必要事実とならないのはなぜかについて説明しなさい。

第2 売買契約に基づく目的物引渡請求等

【事例】

(Xの言い分)

- 私は、平成26年4月1日に、Yが所有していた甲土地を購入しました。代金は1000万円との約束でした。
- ところが、Yは、それから3か月がすぎた現在でも、甲土地を引き渡してくれませんが、所有権移転登記手続もしてくれません。

/ / / 19. **A** 上記事例における請求の趣旨について説明しなさい。

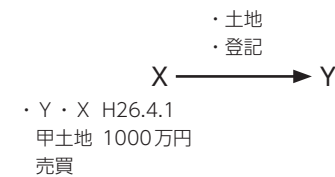
/ / / 20. **A** 上記事例における訴訟物について説明しなさい。

/ / / 21. **A** 上記事例における請求の要件事実について説明しなさい。

17. 売買契約に基づく代金支払請求権は、原則として売買契約の成立により直ちに発生し、契約上の義務は一般的には特に期限の合意がない限りは契約の成立と同時に直ちに履行されるべきものであるから、期限の合意は売買契約の付款にすぎない。そして、付款は法律行為の成立要件ではない以上、付款の主張立証責任は、これにより利益を受ける当事者が負う。そのため、期限の合意は、これにより利益を受ける買主側が主張立証すべき抗弁となり、売買代金請求の要件事実とならない。

18. 売買契約は双務契約なので、代金の支払の事実と目的物の引渡しの事実とは同時履行関係にある。しかし、同時履行の抗弁は権利抗弁であるため、買主側からの権利主張があつて初めてこれを問題とすれば足りるから、目的物の引渡しは要件事実とはならない。

第2 売買契約に基づく目的物引渡請求等



19. 1 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の土地を引き渡せ。
2 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の土地について、平成26年4月1日売買を原因とする所有権移転登記手続をせよ。

20. ① 売買契約に基づく目的物引渡請求権 1個
② 売買契約に基づく所有権移転登記請求権 (民560) 1個

21. XがYとの間で売買契約を締結したこと (売買の合意)。

- / / / 22. **A** 上記事例における記載例について説明しなさい。

第3 附帯請求

【事例】

(Xの言い分)

- 私は、平成26年4月1日に、私が所有していた甲土地を、欲しいと言ってきたYに売り、その日に甲土地を引き渡しました。代金は1000万円、支払日は6月1日との約束でした。
- ところが、Yは、支払日から3か月がすぎた現在でも、代金を支払わないので、その支払と甲土地引渡し後の利息相当分の金銭の支払まで求めたいです。

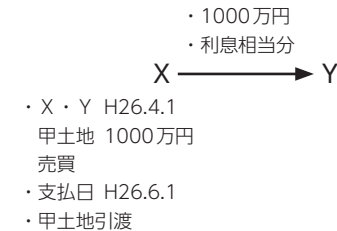
- / / / 23. **B** 上記事例における訴訟物について説明しなさい。

- / / / 24. **B** 上記事例における請求の趣旨について説明しなさい。

- / / / 25. **B** 上記事例における記載例について説明しなさい。

22. (1) 原告は、被告から、平成26年4月1日、別紙物件目録記載の土地を代金1000万円で購入した。
 (2) よって、原告は、被告に対し、上記売買契約に基づき、別紙物件目録記載の土地を引き渡すとともに、同土地につき、上記売買契約を原因とする所有権移転登記手続をすることを求める。

第3 附帯請求



23. 履行遅滞に基づく損害賠償請求権 1個

24. 被告は、原告に対し、1000万円及びこれに対する平成26年6月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

25. 1 原告は、被告に対し、平成26年4月1日、別紙物件目録記載の土地を代金1000万円、支払期日同年6月1日の約定で売った。
 2 原告は、被告に対し、平成26年4月1日、上記売買契約に基づき、上記土地につき所有権移転登記手続をするとともに、これを引き渡した。
 3 平成26年6月1日は経過した。
 4 よって、原告は、被告に対し、上記売買契約に基づき、代金1000万円及びこれに対する弁済期の翌日である平成26年6月2日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。
 (なお、令和2年4月1日以降の契約に係る法定利率は年3分)